

貸渡約款 変更のまとめ
(2019年5月1日 改定)

| 条項 | 新条文 | 旧条文 |
|----------------------------|--|--|
| 表題 | タイムズカーシェア貸渡約款 | タイムズカープラス貸渡約款 |
| 第3条(入会) 3-(4) | 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者(以下「暴力団員等」という)であると認められるとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。 | 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。 |
| 第3条(入会) 4 | 当社は、レンタカーに関する基本通達(国自旅第330号平成30年3月30日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、 | 当社は、レンタカーに関する基本通達(国自旅第286号平成18年3月30日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、 |
| 第6条(会員資格の停止及び取消) 1-(14) | 暴力団員等であると認められるとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。 | 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。 |
| 第6条(会員資格の停止及び取消) 1-(16) | パーク24グループが提供するサービスに関する規約、約款に違反したとき、当該規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止又は取り消されたとき。 | パーク24グループが提供するサービスに関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止又は取り消されたとき。 |
| 第35条(個人情報の取扱い) 1 | 当社は、会員から取得した個人情報および会員による本サービスの利用にあたり取得した情報(以下「利用情報」といいます)を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。 | 当社は、会員から取得した個人情報を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。 |
| 第35条(個人情報の取扱い) 2-(1) | 当社は、ご提供いただいた個人情報および利用情報を、以下のとおり共同利用する場合があります。 (1)共同利用する個人情報の項目 氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス サービスのご利用履歴 その他利用目的を達するために必要な項目 | 当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり共同利用する場合があります。 (1)共同利用する個人情報の項目 氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス 車種 車両ナンバー 免許証情報 クレジットカード情報 カメラ画像 サービスのご利用履歴 その他利用目的を達するために必要な項目 |
| 第35条(個人情報の取扱い) 3-(3)(4) | (3)情報の提供先名 会員がクレジットカード決済時にご利用いただいた各クレジットカード会社を含む各種決済事業者及び決済代行事業者 (4)保存期間 クレジットカードの決済は、決済代行会社のシステムを利用いたします。 クレジットカード情報は、当社内のシステムでは保持いたしません。 | (3)情報の提供先名 会員がクレジットカード決済時にご利用いただいた各カード会社 (4)保存期間 本サービス提供終了時より7年間 |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>ただし、クレジットカード決済申込時に、クレジットカード情報等を紙媒体でご提出いただく場合は、クレジットカード決済に関するお問い合わせに対応するため、当社内で一定期間保存し、当社が不要と判断した時点で廃棄いたします。</p> | |
| <p>第 35 条 (個人情報の取扱い) 5</p> | <p>当社は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。</p> <p>(1) 会員(本人)の同意を得ている場合</p> <p>(2) 法令に基づく場合</p> <p>(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(5) 利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合</p> <p>(6) 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合</p> <p>(7) 第 2 項に該当する場合</p> <p>(8) 第 4 項に該当する場合</p> | <p>当社は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取り扱いを第三者に委託することができるものとします。</p> |
| <p>第 40 条 (契約の細則)</p> | <p>当社は、本約款の実施に当たり、別途「ご利用の手引き」等の細則及び利用条件等を定め、当社ホームページ (https://share.timescar.jp/) に掲載することができるものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとします。</p> | <p>当社は、本約款の実施に当たり、別途「ご利用の手引き」等の細則及び利用条件等を定め、当社ホームページ (https://plus.timescar.jp/) に掲載することができるものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとします。</p> |
| <p>プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特約 5</p> | <p>会員は、電気自動車の返還にあたり、タイムズカーシェア貸渡約款第31条、第33条の定めに従うほか、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続して返還するものとします。</p> | <p>会員は、電気自動車の返還にあたり、タイムズカープラス貸渡約款第31条、第33条の定めに従うほか、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続して返還するものとします。</p> |